

平成 31 年 3 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

### 交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)

交通法規の遵守及び交通マナーの向上については、これまでも再々通知しているところである。今年度の許可業者の有責事故報告件数については、現時点において昨年度より下回っているものの、重大事故も発生しており、引き続き来年度も交通事故撲滅に向けた重点目標を設定し、交通事故撲滅に取り組むこととする。

また、先日阪神高速道路において、許可業者の車両から廃棄物が落下する事案が発生した。この事案で幸いにも事故が発生していないが、ごみの落下は重大事故になりかねない事案である。スライドゲートの閉扉などの落下防止対策を徹底するよう従業員に周知徹底するとともに、確実に実施させること。

また、下記交通事故撲滅に向けた重点目標についても、従事者への安全運転教育を実施し、周知徹底すること。

記

#### 【平成 31 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- アルコールチェック、免許証の確認など始業前点呼を励行すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- かもしれない運転（危険予測）に努めること。